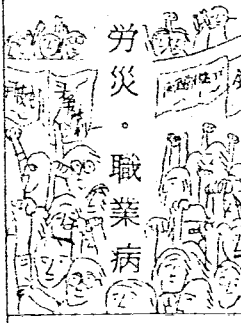


関 西



No. 8
74. 12. 4

関 西 労 働 者
安 全 セ ン タ ー

大 阪 市 北 区 菅 栄 町 59
日 レ コ ビ ル 2 F
岩 井 会 内

電 06 (358) 2583
郵便 振 替 口 座
大 阪 315742

第三回集会、大阪労基局糾弾
産業医大新設阻止を決議す

編 集 部

第三回集会 圧倒的に成功す

「第三回労災・職業病を闘う関西集会」は、11月3日、解放同盟浪速支部で開かれ、関西を中心に全国から、闘う労働者、技術者、研究者、学生、四百名の結集をもってかちとられた。とりわけ、不況インフレ下、資本からの悪らつな組織攻撃に対して、断固として闘っておられる南大阪の戦斗的労働組合から、多数の組織参加があったことは、われわれを勇気づけた。

集会は、四つの分科会ではじまった。各分科会での報告・討論は、第2集会以後の関西労働者安全センター運動の組織化と発展を反映し、きわめて内容に富んだものであった。

総会、労働安全衛生法
産業医大路線粉砕を決議す

総括集会においては、現在の支配者階級の基本路線を、労働安全衛生法―産業医大構想および、労災・職業病の海外輸出による労働者の階級的労災・職業病闘争の囲い込み、と確認した。

さらに、総括集会は、第一回・第二回集会での基本的視点Ⅱ災害源除去の闘いが正しかったことを再確認し、関西労働者安全センターの一年間の活動を次のように評価した。センターは、地域共闘を前進させ、組織強化をはかる中で、①反動的労働行政に対する共同闘争を進展させつつある。②下請・未組織労働者との共闘をめざす運動を前進させつつある。③闘う労働者とこれと共闘する技術者・研究者、学生の共闘体制を飛躍的に発展させつつある。④センター活動を全国的に波及させつつある。そして、これらの運動を今後ともすすめることと確認した。

最後に、総括集会の場合において、現在の支配者階級の基本路線Ⅱ労働安全衛生法―産業医大路線に対し、その先取りをする大阪労基局への糾弾宣言と、産業医大新設阻止の決議文が、万場一致で採択されたことは、きわめて大きな成果である。

第三回集会の総括をふまえ

センター運動のさらなる強化を

11月16日、第3回集会の総括会では、①今後「交流」に力点を置くべきで、運動方針の決定などは「総会」を別個にもつ。②労働運動としての労災・職業病闘争の規定がいまいであったので、理論作業をすすめる。③大衆との結合をさらに努力し、地域センターの強化をはかることが確認された。また、大阪労基局に対する闘いを戦場に根ざした闘いですすめることが決められた。

第3回集会の成果をふまえ、今後のセンター活動に総括集をノ

西集會
別決
3回特
第総

先の巻頭言にもあった通り、第3回関西集會の總會の場において、次の二つの特別決議が参加者全員の拍手で採択されました。以下、各々全文を掲載します。

今や資本との癒着をあらわにし、はっきりと労働者の敵として立ち現われた労基行政、そして、さらに階級的に斗われんとしている労災・職業病斗争を闘い込み、押しつぶすためのもくろみである産業医大構態に対する闘いを徹底的に推し進める斗争の一層の発展をかちとろう！

大阪労働基準局・反動行政科弾決議文

田中政府は一昨年、公害防止制定と相まって、労働災害・職業病防止を目的とする労働安全衛生法なるものを法制化し、一快適な職場環境の形成」を言う労働新法なるものを打ち出してはいるが、内実はこの法律によって市民や労働者を欺瞞してきた結果となっている。

われわれの職場で法制化して三年が過ぎようとしているが、果して「快適な職場環境」が実現したであろうか。否、資本と行政が一体化して殺人的合理化が更に強行され、各地の各職場で首切りと職業病が蔓延化し、労働災害が増している現状である。

労働者の統計白書は「昨年より今年度は災害件数は減少した」とうそぶいているが、災害は増加の一途をたどっているのが現実の姿である。その理由は資本と行政が一体となって、労働者の労働申請を圧殺し、私病化、あるいは私病として処理され、臨から臨に葬りさっているからである。全造船機械佐野安船渠分会の大

岩さんの場合を例にとっても、大阪労基のといった態度は、本人が働いていた現場視察もせず、一枚のレントゲンフィルムを見て、「これは単なる進行性結核であり、組合が主張するじん肺ではない」と言いつつ、罹災事実を証明する意見書を発生した堺市民病院に、この申請を却下したことを見ても明らかである。

私達の運動はこのように、ブルジョア法の上にあぐらをかいて労働者を単なる消耗品としてしか扱わない資本と癒着した安全行政に猛省をうながすためと、罹災者救済を目的に、無権利状態におかれている在外工、下請工、臨時工といわれている労働者を対象に災害調査した。結果、第一に掲げられるのは、華の新幹線といわれる保線労働者の95%は出稼労働者でしめ、その中に社会的身分差別をうけてきた部落出身者のいることも判明し、これら出稼労働者の健康状態を憂慮した国鉄保線職員が一勢にじん肺検診を行った。結果、三人に一人のじん肺患者のあることを重視し、京都・滋賀・兵庫・大阪労働基準局に対し、「保線業務の作業範囲は、すべてじん肺職場である」という認定要求を行い、交渉の結果、京都・兵庫については、われわれの主張を認め認定に踏み切ったにもかかわらず、反動化した大阪労働基準局は9・27(10・18)の二回にわたる交渉にもかかわらず、ブルジョア法を盾にして申入れを拒否し、最後には局長以下、部課長は権力を背景に居直り、労働者の「いのち」にかかわる人間としての基本的権利を踏みじるといふ暴挙に出たことは、完全に労働者の分断・差別行政であり、この度の大阪労働基準局の態度は断じて許すことができない。

以上のように、日雇労働者の不治の病といわれているじん肺罹

災者を否定する論理は、まさに被災労働者切捨て御免の差別行政であり、労働者を権力のもとに隷属させようとする帝国主義的労働政策である。

われわれは法のもとで平等な明るい職場環境づくりと災害源除去をめざし、ますます斗いを強化し、反動行政糾弾斗争を更に発展させることを本日この集会の名に於いて決議する。

一九七四年十一月三日

第三回労働災害・職業病を闘う関西交流集会

産業医大新設を阻止しよう！決闘文！

一瞬にして四五八名の命を奪い、八三九名を「廃人」とした三池炭塵爆発から十一年―今や全国の職場が三池化し、労災・職業病はどの職場にも蔓延し続けている。この原因は資本家階級が自らの利益のみのために労働者に押しつけた職場の合理化による劣悪な労働条件にあることは明白である。我々は、労災・職業病絶滅のために、災害源を除去する斗いを総力をあげて闘わねばならない。

労働安全衛生法体制を打破しよう

労災源の除去を基本方針とする我々の労災・職業病斗争の主要な攻撃目標は、労働者の肉体と生命までも搾り取り、収奪せんが為にますます強化されつつある合理化であり、それを一層円滑にかつ全面的に推し進めんがための労働安全衛生法体制であり、その中心的課題として推進されている産業医大設置構想である。そ

こにおける資本家階級の基本方針は、労災・職業病の源を労働条件から分離して姑息的対策に封じ込め、同時に、その対策を労働者管理・労務管理の一環として遂行せんとするものである。我々は労災・職業病斗争の当面の主要課題として、安全衛生法体制打破―産業医大設置構想粉碎の斗いに取り組む決意である。

教育再編―中教審路線粉碎へ向けて

産業医大設置構想を粉碎しよう

産業医大設置構想は、労災・職業病と闘う労働者人民への攻撃であると同時に、中教審路線による教育再編の一環であり、学生に対する、教育を通じた攻撃である。カリキュラム再編・留年制の強化により、日常的に「管理者」として教育され、学園斗争を未然に防止せんとする大学管理体制は、筑波大学―防衛医大―産業医大の打ち続く大学新設の中で実質化されてきている。我々は産業医大新設を阻止するとともに、現行の大学を解体し、労働者人民の斗いのために施設を解放する斗いを一層強固に推し進めよう。

以上の視点より、我々は労災・職業病を闘う労働者・科学者・技術者―学生の共同作業として、産業医大新設を阻止する斗いを総力を挙げて開始する決意である。

一九七四年十一月三日

第三回労働災害・職業病を闘う関西交流集会

集 会
の 報 告
分 科 会
報 告

第3回集会は、センターの一年間の運動の組織化と発展をふまえ、4つの分科会にわかれて熱心な報告と討論がなされました。その報告を各分科会の担当者の代表に要約してもらいましたので、掲載します。(編集部)

第一分科会からの報告

一 認定・補償・被災者運動の強化

第一分科会は、労働者を中心に、80名の結集のもとに各労働組合から報告を受けた。

まず全造船佐野安ドッグ分会(久礼氏)から、①大阪労基局交渉の中で、大岩さんの「じん肺4」を確定させ、これをテコに造船の全職場に「じん肺法」を適用。②腰痛を私病扱いから、労災扱いへと組みを強める、との報告があった。

全金大阪金銀加工支部(南氏)から、110ホンの高音自動プレスによる職業性難聴に被災した。会社は、休業療養中の彼女に、脅して退職を書かせ、解雇した。その後、京大の診断書をテコに労災認定と退職無効、職場復帰を求めている。

全港湾沿岸南神崎港運(林氏)より、浦川さん事件の報告があった。浦川さんは、港湾事業法で言う登録された港湾労働者なのに、合理化政策のもとで、日雇い工として扱われていた。作業中に気分が悪いと休憩中、不慮の死をとげたが、会社は私病に扱った。今年5月、組合結成、全港湾加盟により、事件が明るみに出て、現在、同氏の労災死亡認定を、職場の安全活動と合わせ行方。

全金三豊支部(鎌田さん)から、「工場閉鎖、全員解雇、会社

破産」そして労災被災者見殺しの攻撃をはねかえし、勝利の第一歩を印す協定を神鋼フアドラーとの間で調印した、との報告があった。しかし一方で、数多くの労災被災者を抱え、未解決の問題が残っている。鎌田さん自身も、奥深く残された後遺症に悩んでいる。

三池労組からは、原田さんが報告した。88年11月の大災害以来組合は如何にして仲間を救済するのか苦慮したが、とも角、①首切りはさせない、治療の継続、収入の保障、充分な家族への生活保障を前提とし、労災保険法の不備をうめるべく、「CO特別立法」を目指し、炭労、総評、社会党の協力の上に闘い、家族、主婦会の直接行動で、ようやく成立した。が、全くのザル法で、苦しみは依然として続いている。②障害認定の斗いも、46年に二組は一時金でケリがついたが、粘り強く闘い、46年に一組は七組に当てはめさせ年金を払わせた。③しかし、第三者機関に症状認定をまかせせる現制度の中で、資本は労災病院を新設し、患者の困り込みと、再発申請等認めないという方針を貫き、組合員の治療費は組合員が負担するという状況にある。④又この間、15名もの死者が出たが、労災死を認定されたのは三名に過ぎず、他は私病扱いで、8名までがCOと内臓機能障害の因果性は不明という車で却下されている。⑤こうした数々の切り捨て政策の中で、三池資本の加害者責任の追及、労災法の不備と患者の権利を主張し、万全の補償を目指し、48年5月11日訴訟を起こし、6回の公判を経たが、会社は、炭じん爆発は不可抗力と依然開き直っている。

全金京滋地本、安全担当者会議(小城さん)からは、日計のシアン公害、伊原工作のコールタール、三豊の労災対策等の運動に

ついで報告があり、しかし何か物足りない思いがするとのこと。
今回は、少し散漫だったので、来年は問題別に行い、徹底的に
深めたい。(第1分科会担当・八田)

第2分科会からの報告

―差別・分断・合理化と闘う―

国労新幹線保線所分会は、三人に一人がじん肺被疑者という実態、これ以上被害を出さない斗いとして労基局へじん肺法適用の行政斗争を展開している事を報告、現在国鉄当局が全国的波及を恐れて、地方労基局に圧力をかけ「法適用は極限外」との理由で「中央段階での判断に従う」と責任回避している事を暴露した。

全国一般大幸銘板分会からは、三菱・三洋の下請で粉じんが多発するプラスチック成形作業の中で、階級的に闘う分裂少数組合として、首切り・職務給導入などの合理化攻撃をはねのける中で、第二組合に対しても大きな影響力をもち、労基局斗争を取組む中で、パワ加工工場のじん肺法適用・設備改善をさせた事を報告。

全港湾建設支部上組分会は、三井東田の尿薬粉じん職場の直工労働者が結集して組合を結成、これに対し親企業三井は替りの下請業者を準備して職斗的労組に組織攻撃、労働条件の改善要求の圧殺を策してきた。分会は、これに対し、地域産別斗争を強化する中で、実力斗争で反撃、じん肺を出さない斗いを内蔵しつつ前進している事を報告した。分科会は、こうした大資本の下請労働者に対する人格無視の搾取形態を打破するのは、下請労働者自身の階級的自覚と闘う組織の構築である事を確認した。

ついで全造船佐野安船渠分会より、暴力労政・不当解雇と闘う中で、じん肺斗争を展開している事が報告された。分科会は、労災被災者の切捨てのみならず、企業閉鎖の方向まで出されている南大阪などにおいては、企業の実態に応じた労災斗争を配慮する必要があると確認した。

討論においては、合理化路線総体、労資協調路線を転換させるための地域共闘のあり方が検討され、労災斗争は労働運動―反合斗争として位置付け、被災者だけの斗いではなく、労働者階級総体に課せられた斗いであり、労災・職業者の発生後の取組みでなく、予防への斗いへと発展させなければならぬ、と結んだ。

(第2分科会担当・福森)

第3分科会からの報告

―反「公」害斗争と労働運動―

第3分科会には、反「公」害・労災職業病を闘う労働者、地域住民、研究者、約60名が参加し、斗争報告と討論を行った。

まず、原発「公」害をまきちらす下請工場を操業停止させるべく闘う住民の告発を受けて、支援に立ち上がった親企業三井東田化学の労働者の報告がある。

原子力発電所建設阻止を闘う伊方労学共闘からは、エネルギー政策の転換にともなう原発建設を強行するために反対運動弾圧が強化されている現状の報告があり、環境を破壊し第一次産業を食いつぶして、更に工業生産を増やそうとする裏付けとしてのエネルギー政策への批判があった。

また、「公」害企業の「韓」国への逃亡・侵略を糾弾する東大

自主講座の研究者からは、国内で、反対運動が高まるや「公」害
タレ流しをそっくり「韓」国に輸出する日本の資本の実態の報告
と、資本は既に「韓」国を西日本経済圏に組み込んでいること、
「公」害輸出企業の労組に反「公」害・侵略阻止の視点が欠落し
物取り斗争に終始していることの指摘があった。

更に、泉州沖に空港をつくらせない泉佐野住民の会と第二阪和
国道建設に反対する会からは、住民に敵対する「革新」黒田府政
の告発、森永と素ミルク中毒斗争では「ひかり協会」発足解決
キャンペーンがはられる一方で、未認定患者切り捨て策動がある
等の報告があり、これらを踏まえて討論がすすめられた。

反「公」害・労災職業病の闘いが拡大するに従って、資本は労
災・職業病の下請化・海外輸出によって当面の危機を回避しよう
としている。従って、総体的には「公」害・労災は再生・拡大す
るし、一方依然として、更に「公」害源、労災源を増強する列島
改造・整備が着々と進められる現状において、労働者・地域住民
の連帯の必要性が分科会で再確認された。

また、海外侵略阻止、アジア人民との連帯の行動を取り組むこ
とが決意された。

(第3分科会担当・橋 爪)

第4分科会からの報告

一 科学者・技術者と

労災・職業病斗争一

第4分科会は、七団体から活動報告と問題提起がなされ、短時
間であったが、討論が行われた。

まず、この一年間の労災・職業病斗争において、知識や技術を
提供する学生・研究者・医師の役割がますます重要なものである
事が確認された。それは政府―資本の側が顎腕プロジェクト―
ム、産業医大新設にみられる様に、闘いを圧殺するのに科学を、
一層前面に押し出してきたこと。Oさんのじん肺認定、じん肺学
習会から佐野安の激しい労災・職業病斗争がはじまったこと等か
ら明らかである。

同時に労働者と共に、労災・職業病と闘う学生・研究者・医師
が更に必要とされるということである。そのためには、現在の大
学の教育・研究を、労災・職業と闘う学生・研究者・医師を生み
出す教育・研究へと変革する闘い(京大の施設解放斗争を全ての
大学へ)が重視されなければならない。資本―政府の側が中教
審、筑波大、産業医大と、ますます労働者に敵対する科学者・技
術者を生み出すために教育・研究を再編しようとしていることを
考えると、この闘いは大学を舞台とした熾烈な階級斗争となるだ
ろう。

次に、学生・研究者・医師は、労災・職業病斗争の中で、自己
の科学や思想を変革しなければならぬことが強調された。この
ことは例えば医師の場合には「疾病観」の変革として初められな
ければならない。さもないと、我々の批判する安全衛生法路線―
技術主義に陥りかねない。

最後に、職場における闘いと大学における闘いのどちらにおい
ても、産業医大新設阻止が重要な課題であると決議され、分科会
は終了した。

(第4分科会担当・河 合)

労災・職業病と闘う

シリーズ No 8

現在の不況インフレ下にあつては、闘う労働組合に対し、資本け露骨な組織攻撃をかけている。この攻撃の中にあつて、労災・職業病闘争はいかなる意味をもつのか。

この間、資本の組織攻撃の中で、労災・職業病闘争を果敢に闘ってきた、二つの労働組合からの報告をここにあげ、共に解答を摸索していきなす。

編集部

佐野安分会の安全闘争

昭和47年12月1日の組織分裂攻撃以後の資本の組織弾圧と闘う中で、安全の実態が、分裂前とは全く異つた観点から、見なおされていった。特に、企業内組合の典型で分裂前の組織では、組合幹部と会社との間で、すべての話がつけられてきた。分裂直後から、会社の組織攻撃に対する抵抗の一環として、安全闘争がとらえられ、まず監督署への告発が行われた。しかし、一度このような観点から、会社の安全状態を見直してみると、労基法違反、労働安全衛生法違反を犯している箇所が、到る所に発見された。と同時に、各職場の安全に関する状況把握は、現場の労働者の一人一人の自覚的な職場点検によって行われりること。すなわち、大衆闘争として、闘いを進めなければ進展しないことが、あきらかになつていった。そこで、現場労働者の分会員と、役員が一体となつて労基署への告発と、労働安全衛生法違反の状態が、現場の第一線労働者によつて大衆的に、あきらかにされてゆき現場の労働者一人一人の自らの職場点検という活動を生み出していった。

労基局は労働者の味方か

しかし、この時の労基署のとりえ方は、何といつても、分会の前に巨大な岩のごとく立ちただかる会社に対し、唯一大きい権限をもつて会社を困らせる存在であり、分会から指摘しても、ごまかされてしまう問題が、具体的に解決されていくところとしてあつた。具体的には、女性労働者の深残業を、偶然発見しての告発とか、吊荷の上に労働者が乗っている。等の問題としてあつた。

しかし、分裂後の初めての春斗の中で、大型ジブクレーンをストライキに入れ、全面的にストップさせたことに対抗して、会社は、危険を承知のブロック塔載、費用には糸目をつけず、トラッククレーンや、その他あらゆる手段を用いて、しかも分会が、危険を指摘した作業(例えば、起重機船による大型ブロック塔載、トラッククレーンによるプロペラ取付)この時は、ガスエースをひっかけて、火災を起こし、その炎でトラッククレーンのワイヤーがもえたが、そのまま作業を強行)を強行するに致つて、そして、その時点では労基署(アベノ)の立会いを求めたにもかかわらず、立会いはおろか、何の返答もなかつたことから、しだいに労基署が、いわゆる「会社と一体となつてゐる。」という認識がめばえていった。この73春斗は、今もなお74春斗とあわせて斗われているわけであるが、7月にクレーン吊荷に乗っていた分会員及び、下請労働者が、その吊荷であるライフポートの一方のフックがはずれ、墜落し、下請労働者は死亡、分会員は意識不明(現在、リハビリ訓練中、しかし永久労働不能は、ほとんど確実)と言う重大災害が発生した。これは吊荷の上のつたことと同時に、フックの外れた原因は、修理のためにフックを止めるピンを外した

ことを連絡の手違いから作業に行った労働者が、知らなかつたという（本来、ライフボートのフックは、人間をのせて海上にボートを降ろすときに必要なもの）二重のミスが、直接の原因であるが、これは、会社の安全を指導すべき現場の職制ラインの「生産第一主義」という以前の安全認識に責任がある。

さらに続出する労災

この事故の約三週間後、再びトラックから鋼材荷役中の下請労働者が、吊荷中のワイヤーが切れ、下につき出されていた型鋼の荷崩れを起こした、トラックとの間にはさまれて死亡という事故が発生した。

分会は、ストライキ権を発動し、度重なる死亡事故に抗議を行うと同時に、自然に会社の実権者であり、佐友独占から派遣されている会長のもとへ「大石さん（死亡された下請労働者）を返せ」というシュプレヒコールで押しかけた。会長室に鍵をかける余裕もなく、なだれ込み、抗議を行う分会員に対し、会長は「人間は一度は死ぬものだ」という労働者にとって、忘れることのできない名言を吐いた。

この二人の下請労働者には、御用組合との共同で、従来にない卑いカンパを集め得たものの、それ以上の働きかけができず、しかし、分会員にとって、この会長発言は、いまだに語りぐさになっているほど印象は強烈であり、無責任きわまる会社の安全体制として象徴的に存在している。

10月に、エンヂン場で、頭にアングルが落下してきて負傷し、職場が事務所に移った分会員に、職制が一赤腕章外せ」「分会から脱けろ」と脱退を強要、また同時期に同じ全造船機械函館分会

との交流を深め、函館分会の非常にきびしい安全点検を軸にした職場斗争を学んで帰った。（函館分会は、現場においては、絶対多数派であり、生産を従来の六割に落とすところまで、徹底した斗争を行っていた。）ここで意識的に、職場抵抗斗争の軸として、安全点検斗争がとらえられ始めた。

74春斗において、分会への大量の加入という状況においても、労災は多発し、そのうちには片眼失明（落下物が頭にあたり、ショック）を含む、何人かの分会員が労災で休むことになった。

大阪労基局交渉へ

また三月には、大岩さんのじん肺が発覚、たまたまその時期に参加した南大阪労基局を通じて医師の世話、その後の運動の造り方、学習活動等が行われ、同時に74春斗のストライキを利用して安全点検斗争の学習活動が徹底して行われた。今も職場の安全点検斗争は抵抗斗争の中心である。9月27日、はじめて大阪労基局斗争に参加、関西安全センターに結集する先進的労働者に学んで、労基局に対する追究の姿勢、会社への指導をお願いするところから、行政斗争という観点から、地域共闘として取組まねばならないということが、明白になっている。分会員三百人は現場労働者であり、大阪工場における御用組合員は約八百人だが、現場の主要職場では圧倒的な影響力をもっている。最近、大阪工場では本工の中途採用を中止、下請労働者を大量に増している。会社が対外的に公表するのは常に九百余りという数であるが、実数は千五百〜六百名になっている。その狙いは、生産現場から分会員を排除、下請主力の生産体制にあるが、特に「危い、汚い作業」は法違反作業も含めて、分会員から下請労働者に転下していつ

いふ、

じん肺の問題も含めて、労災・職業病との関係はいよいよ下請労働者との関係技ぎには、考えられない。7月30日に、下請労働者の死亡災害がおきて、分会はストライキで抗議し、事故責任の追及を行おうとしたが、むしろ現在の刀關係では会社の対策の方が、先手を取る形となっている。企業内における少数派という条件も含めて、今後は、下請労働者に対する働きかけが課題となってくるが、今、分会の抱えているじん肺斗争など、数多くの斗争をやり切っていく中からしか、分会に対する信頼關係は生まれてこない。斗争仲間に学び、階級的視点を深め斗争を進めてゆく決意です。

全日本造船機械労働組合

佐野安船渠分会

大阪市西成区津守町西8-15

記〇六(六六一)一〇八三又は一二二一

全金伊原工作所、斗争勝利す

有限会社伊原工作所は、福岡に本社がある日之出水道機器株式会社の子会社であつて、マンホール鉄蓋等の製造業務を行つていた。従業員15名程度の極めて小規模な会社であり、親会社に全面的に依存していた。

ここに組合ができたのは、昭和46年5月であり、組合は会長に対し、作業環境の改善などを求めて交渉することとなった。特に問題な点は、殊に塗装作業と仕上加工作業とである。仕上加工

作業というのは、マンホールのフタとワクを密着させるため、ハンマーで叩いたり、グラインダーでけづったりする作業のことであるが、その時、発生する騒音が百ホンを超えることもあり、又鉄粉などが顔にあたり、舞い上がったりして極めて健康に悪影響を及ぼす状態に陥つた。次に塗装作業というのは、仕上げたマンホールの鉄蓋を運び位に加熱し、コータール槽にどぶづけする作業のことであるが、その時にコータール煙が大量に発生し、これ又、作業員の健康に有害な影響を及ぼしていた。そして、この様な環境の中で働いていた組合員らの殆んどが、難聴とか、ノドの病氣にかかっており、一人じん肺の患者も生まれていた。

組合を結成す

しかし組合結成まで、誰しも健康に悪いとは知りながら、会社がそのうち、設備を改善するというのを信じつつ来ていたが、組合結成と共にこれまでもう積りてきた不満が爆発したのである。そして、会社が組合の要求を真面目に受けとめないことが判明した段階で、組合は、ター・塗装作業に就労することを拒否した。これに対して、会社は、正常どおり仕事をせよというばかりであり、かえって組合に対し高圧的な態度に終始し、その後6月分の賃金を殆んどカットし、田中工場長に対する暴力事件があつたとして出勤停止などの処分及び、ロックアウトをし、ついには会社解散、組合員全員解雇にまで至つてしまつた。

地労委へ申し立て

組合は、これら会社の行爲を不当労働行為であるとし、親・子会社双方を相手取り、京都地労委に原職復帰及び、賃金の支払いを求めて申立てたが、この程地労委は、組合の主張を全面的に認

める旨の命令を発することとなった。

この命令の中で、地労委は、劣悪な作業環境の改善を求めた就労拒否しても、会社が誠意ある改善策を講じようとしないう限り、組合を責めることのできない旨の判断を下している。そして、会社の主張を全て斥けると共に、親会社に対しても組合員との雇傭関係があるとの前提で「作業環境の改善、職業病患者の救済」などをテーマに、団体交渉をせよと命じたのである。

最近、裁判所などでも、使用者の労働者に対する安全保証義務をできる限り認めてゆこうとする傾向がある。この地労委の命令は、使用者に未然により悪い結果を招かないための予防措置を講じる義務を負わせたとも言えるのであって極めて適当である。

ス

職場・地域・学園から

編 集 部

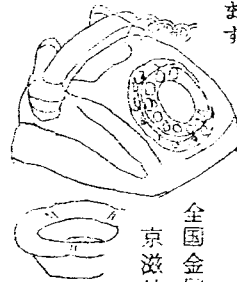
全電通福井分会青年会議

11・8 講演会を開催す

さらに安全センターと連帯を

去る十一月八日、全電通福井分会青年会議（以下青年会議）が主催して関西労働者安全センターの山下五郎氏による講演会が開かれた。この講演会は、職場で進めてきた闘いを要求作成の段階から集団交渉、生産点実力斗争へと飛躍させるための節点と位置付けられ、北陸三支部に結集が呼びかけられたが予想以上の一七

この斗争で痛感したことは、労働基準監督署が労働者の安全性のために殆んど参与していなかったという事実と、労使関係における安全性の問題がこれまで、いかに軽視されていたかという事実である。最近このあたりの問題意識が、かなり広まっているように思われます。



全国金属労働組合

京滋地本 井原製作所支部

○余名の労働者が年休をとり参加した。参加者は講演に熱心に耳を傾け、講演後には難病者の訴えを中心としたかなりの討論がなされた。集会は「大衆の中から大衆へ」——大衆の声を要求として廻りおこし、それらと現場労働条件との関係を科学的に理論づけ要求を大衆自らのものとしてとらえさせ斗争の中軸を形成していくこと——を原則とする青年会議の斗争を、その方針の具体的展開へと切り拓いた点で大きな意義をもった。これは青年会議と関西労働者安全センターの連帯による最初の具体的成果といえる。

電々公社においても職制を主要な構成として労使協調・近代化路線のワク内に、ピタリおさまる「合理化容認——諸要求対置路線」をひた走る運動がある。こういった反労働者の路線は、電々合理化攻撃の下必然的に頸肩腕症候群などの労災・職業病を多発させ、その結果職場労働者の信頼を全く失い浮きあがっている。この様

な中で青年会議は、徹底的に職場で活動することを目的とし、「自らの解放は自らで斗いとる」思想の下に斗いを進めている。

早朝ビラの連日配布―職場オルグ―アンケート調査集約―職場オルグ―職場要求の作成―講演会―集団交渉―生産点実力斗争という行動でその思想は証明されている。

彼らも集団交渉の徹底、業務規制斗争の実現、街頭情宣活動等困難な問題をかかえているが、関西労働者安全センターは青年会議と、労災・職業病根絶に向けて更に連帯を深めていくだろう。

*** 鄭ちよんさんの労災認定生活補償斗争に連帯しよう ***

尼崎に住む在日朝鮮人、鄭さんは昨年9月K産業に運転手として就職した翌日、尼崎港で曳船よりスクラップをクレーンで積みかえる作業を監視中、落されたスクラップの破片で片目を失明、さらにトラックをおりる際、雨でぬれていたステップに足をすべらせ、頸部を打撲するという労働災害にあった。

相談する人もなく、今年2月につてをたずねて、尼崎労働者健康協議会に相談にきた。労健協はまず、尼崎労基署に労災を認定させ、K産業に給与補償を交渉。4人家族の生活では労災補償(約8万5千円)だけでは困難、治療にあたるM外科も「治療を主とした軽作業が望しい」といい、本人も働く意志がある。しかし、労基署はK産業と密接に連絡をとり、治療を主とした軽作業を補償しようとせず、「療養に専念してもらいたい」などと、鄭さんのおかれている在日朝鮮人という社会的立場を無視し、仕事をやめさせようと、差別的な対応に終始してきた。

9・27労基署交渉で鄭さんと支援メンバーは安全教育の不徹底など監督行政の落度を追及、事故原因の再調査を約束させた。

(た)

||||| 京都中郵青年部学習会開く |||||

十一月十四日 京都中郵青年部主催の、労災・職業病に関する職場学習会が、青年労働者約六十名の参加で行われた。昨年より京大安全センターとの協力の下、職場環境の調査を手始めに、安全点検斗争を準備して来た青年部が、この年末闘争で、当局に対する職場闘争を開始するために準備したものである。

集会はまず、京大安全センターから労災職業病斗争に対する基本的な考え方、その斗いの必要性が述べられ、ついで全金京滋地本の小坂氏が、全金内部あるいは京都労基局斗争を軸とした京都における労災・職業病斗争の現状と、その闘いの中から学んだきた教訓が報告された。この報告を踏まえ、組合員からは、自らの職場の現状にもとづくさまざまな質問、意見が提出された。

郵袋を扱う職場の粉塵、区分機などによる騒音、15kg以上の郵袋を積みおろしする作業の腰痛の発生と職場に発生しているさまざまな問題を、具体的に取上げた青年部の要求書は、正に職場における反合理化斗争として斗われんとしている。〃郵便屋〃というとらえ方を、一つの現れとして、中郵の労働者の間の極めて強い職業意識は、国労の労働者と同じく、その運動の方向は、現場における実力斗争をも含む労働者自らの斗いとなっている。こうした、安全問題に関する支部の団交権すら、ハク奪されている中郵の労働者は、現場における自らの権利斗争、反合斗争として、今年末斗争を、労災・職業病を中心テーマに斗わんとしている。専門家にたよることなく、自分の手によって、着実に斗いを進めつつある青年部の斗いは、中郵全体に浸透しつつある。(つ)

産業医大構想批判 (その2)

(文責 尾崎労働協 山下 五郎)

三 独占資本の健康管理

産業医大設置構想を強く求めたのは、独占企業行政(労基局)―労災病院―産研グループの産業医造である。

関西における住友、日本鋼管、関西、松下、三菱、神鋼は、産研グループをかかえた典型的な企業病院を有している。住友、日本鋼管の産業衛生グループ体制は、「健康」という美名を利用した有能な労働管理機能の一翼を担っている。日本鋼管健康管理部の小沼氏は、「旧来の肺結核を中心とした検診方法は、伝染源の発見―伝染経路の遮断―個体抵抗力の強化が発病防止であった。」と述べ、「現在の検診方法は、伝染疾病が主要ではないのにこの方法を継しているのは有害無益。」と主張。

現在においては、「労働条件の調査が先行する必要がある、健康状態の調査は、それらとあわせて判断すべきである。」として、①労働に対する心身の適応状態の観察、②労働負担の質的量的観察、③労働による精神的身体的影響の観察、④労働による、健康に対する阻害要因の発見と観察、⑤労働との適応において必要な心身の形態的および機能的状态についての観察、⑥労働の場において他者に危害をおよぼすおそれのある精神的、身体的異常の発見と経過観察、⑦その他をあげている。

独占企業の一見先進的に思われる検診の位置は、「医療効果の予防投資」を目的とした、要は得をする検診なのである。小沼氏

も述べているように、労働に対する適応の可否と、生産性阻害要素の発掘が、検診産業医に課せられた任務である。

たとえば、入社時の病者の排除、入社後の経済的メリットの少ない人々(取壊不適応者)の選別によって、剰余価値を引き出すことを一つの目的としているのである。

又、独占企業内の健康管理批判には、労働管理支配形態の近代性Ⅱ反動性、排外主義労働組合への批判が必要であり、安全衛生問題を考える時にも、組織性と階級性が必要とされる。北九州安全センターでの三義化成紀若君の斗いは、その事を教訓として残している。

四 中小企業の健康管理

検診そのものが職場安全活動に、ほとんど有効性を持たないのが実情であり、労組もあなたまかせの無関心であり、企業も検診結果を有効な労働管理として活用する余地が少いため、労安法六六条(健康診断の義務)の違反を、労基局に指摘されるのを嫌がって、体面を保つために施行しているのが現状であろう。タクソ―労働者を典型として、検診すら行われていない企業が多い。このことは、健康が広く普及している中で、疾病時に医療機関の受診をもって、検診を代行しているためにおこるのである。

中小企業では、企業内健康管理にメリットがなく、又、資金力

がないため、国家―社会政策―社会保障―医療機関に、労働者の疾病を私病として処理させている。中小企業で病気になるた労働者は、医療機関の中で一患者化―非私病化されているか、酒でその日をごまかす以外に生きのびる方法のない所に置かれている。

四八年度、労働省調査「職場の安全および労働衛生に関する費用実態調査」によると、六千企業の平均的検診費は、一ヶ月一人当り六七円ということである。又、安全衛生費（安全及び労働衛生を担当する労働者費用、事業所内診療所医務室の施設に関する費用、安全衛生委員会の活動費、労働者の健診費、安全衛生教育費、安全週間の宣伝費、安全に関する保護具、機械・器具および設備費の8項目）は、年間一労働者当り四万五千二百円であったという。又、この調査によれば、中小企業にゆくほど、これらの費用は安価にない、安全費がいかに低価にあつかわれているかわかる。

五 労働者が健康を守るには

したがって、労働者はみずからの健康を、自から守ることが、何よりも必要であり、そのためには、次のことが必要とされるところ。

① 労働者の健康を広く安全問題としてとらえること。a―危険有害業務および著しく肉体的精神的負担をもたらす業務、b―自発休息を制限された長時間連続作業を拘束される業務、c―交代性労働の時間帯、循環方式に付すいする保障を削減することによる過労増強業務、d―年少婦人・高令者・職場復帰者、一身体精神障害者」に対する特別の保護と差別を排除すべき業務につい

ての実態調査をし、企業責任を要求することが必要である。又、機械設備、原材料（有害物・危険物）、危険有害作業、建設物、作業環境についての細目について、労安法をも利用して、企業に責任をもたすことも必要である。

② 健診について、職場で内容と要求をまとめ、「これこれについて調査せよ」ということを企業に認めさせること。そのために必要な費用を会社に負担させること。又、健診医療機関に対し、職場の実情を知らすため、事前に職場パトロールをさせ、要求について話し合ふこと。結果は全員に帰し、あるいは直接説明を要求し、労組の合意なくして個人の不利な内容は企業に報告させないことをとりつけることが必要である。とはいえ、現在の医師にはそこまで期待できず、又、会社もそのための費用を出さない以上、職場労働者の健康実態調査の基礎資料を自分達で作ら、把握しておかねばならないと思う。

③ 作業環境調査を企業に行わせ、どんな環境かを調べておくことが重要である。化学物質・有害粉じんは近年増大しているからである。

さらに、企業病院への批判も重要である。企業内病院、診療所指定医療機関、労研、産研の存在は労務管理においてソフトタッチな機能を担っている。これらの諸医療機関の機能・権限は、さまざまであるが、企業病院、指定医療機関を最優先させる協約を破棄させ、本人のかりつけの医療機関、信頼しえる医師の意見を尊重する協約を作ることが必要である。

〔六〕 労働者の疾病観をかえよう

労働者の健康状態は資本主義の生み出す労働条件に影響された結果にすぎない。病気になるっても休める条件、休んでも不利な差別を受けない条件（経済保障と職場の理解度）を作りあげ、又、疾病を生み出し、悪化させず職場労働条件を改善させる事が重要である。労働者の疾病を一患者化させない。観点から、資本主義批判と変革に向けた闘いとして、災害源除去疾病源除去の闘いとしてガン張らなければならない。

〔七〕 産業医大設置を打ち砕こう

三池CO中毒被災者を組合医源病というレッテルを貼った調査団、動労の一人乗務を合法化した調査団、近くは、電通プロジェクトチームの露腕症ノイローゼ説の結果など、数限りない弾圧の振盪を与えた、行政医・産業医による調査団を恒常化させ、技術を国家に集中化させるこそ、産業医大の本質である。

六〇年以降、重化学工業を中心とした経済投資は、農村労働力を吸収し、劣悪労働条件と強取鞭を生み出す中で、病者の多発を日増しに強めている。東南アジアにおける日本資本の労働条件付きわめて劣悪である。（新植民地主義）

日本帝国主義の新植民地進出に向けた、国内労働者の疾病の多発に対する不満を抑圧する目的の一つとして、産業医大設置はあふと思われる。

産業医大への闘いは、設置そのものへの反対運動と同時に、労安法体制そのものへの闘いとしてある。

関西労働者安全センターの、対労基局差別行政斗争、京大の施設解放斗争、医学連の諸君による設置反対のとりくみ開始が、重要な方向を示している。

産業医大設置を打ち砕け！

国家官僚・独占の手先

産業医の存在を許すな！

労安法の反動的・官僚的・

差別的強化を許すな！



に責任をとらせ、その上で安全委員会の自衛処置を樹すべきだと思ひます。
文責 山下（尼崎労働協）

センターのさらなる前進に

圧倒的な年末カンパを！

闘う労働者、同志、友人の皆さん！ 皆さんにおかれましては、日々、職場・地域・学園で御健闘のことと思ひます。御承知の通り、資本の「金儲け第一主義」による生産方式のために、年間一七〇万人をこす労働者が殺され、傷つけられて、切り捨てられています。このような情勢下「現体制下において、労働力は売っても、生命や身体まで売り渡しては行かないのだ」と各職場で労働災害・職業病斗争は、労働運動の重要な課題の一つとして取り起まれつつあり、一定の高揚を示しています。

現在、不況という資本の一定の危機的状況の下で、企業はその勘定書を全て労働者に回そうとしています。我々は断固としてこの資本からの攻撃をはねのけ、労働者の解放に向けた闘いを推し進めていかねばなりません。関西労働者安全センターも更に体勢を固め、労働者階級の勝利を目ざして闘いつづける所存です。そこで、諸経費高騰の折、来年度の一層の飛躍・発展を得るためには一〇〇万円を必要としています。政府、資本の失策のしわよせのインフレで、皆様におかれましては生活は大変と、恐縮に思ひますが、関西労働者安全センターが更に前進していくため、この年末カンパに対し御協力をお願いする次第です。

関西労働者安全センター事務局

資料紹介

パンフー

第3回
労働災害・職業病を闘う
関西交流集会
関西労働者安全センター

残部わずか 52ページ 1部300円
問い合わせ センター事務所
TEL 06(358)2583

(資料)
高槻市営バス職場健康調査
(第1次報告)
昭和49年10月
関西労働者安全センター
京大機械自主研
京大一大労働研

高槻交通労働組合 社会保障対策部

鎚と楔
分裂の中で少数派が階級利益のため
血を流して闘った863日の記録
発行・総評・全国金属労働組合細川鉄工支部

おしらせ

産業医大設置阻止共闘実行委員会(第一回)
日時: 12月10日(火) 午後6時より
場所: 北市民会館(大阪地下鉄 天六下車)

関西労働者安全センター事務局会議
日時: 12月23日(月) 午後6時より 場所: 未定

労働・職業病の輸出の反対運動に向け、関係資料をセンター事務局に集中するよう協力願います。

編集後記



今回は第3回集会の報告と現在の不況下のインフレのもとでいかに労働・職業病斗争を闘うかという問題を中心に編集しました。関西労働者安全センターの財政は現在、きわめてピンチ、年末カンパよろしく！
(編集部・高橋)